



札幌司法書士会 会長 林 和宏 編集担当責任者 番井 菊世 <http://www.sihosyosi.or.jp/>  
 〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地 電話 011-281-3505 FAX 011-261-0115

### ある司法書士の体験（前編）

A君は浪費癖がある。それもかなりの程度である。借金にまみれて私の事務所の戸を叩いた。債務整理を受任して督促を止め、生活再建に向けて相談を始めた矢先、警察から事務所に電話が入った。彼が留置所に居ると言う。

早速警察署に面会に行くと、窃盗犯で逮捕されたとのこと。聞けば、借金の督促は止まったものの、新たな借入れができなくて困った挙句、出身中学校に侵入して除雪機を盗み、古物屋に売却したのだという。売却金額は、僅か1万円であった。

警察の担当者は、「A君には知的障害の可能性が見受けられるので、施設で更生させたい」と言っていたが、結局起訴されてしまった。判決は懲役2年・執行猶予3年。知的障害者支援施設の施設長が証人尋問に立ち、監督を誓約した上でのことであった。

その後、彼は知的障害者支援施設に入所したが、なじめず脱走し、現在も行方不明である。

借金も残ったままで、今はどうやって生活しているのだろう。どこかで困ってはいないだろうか。せめて元気でいてくれればよいが……。【最終頁に続く】



## 新企画 きりちゃんが行く！

### 更生保護



インタビュアー 安東朋美 千貝愛

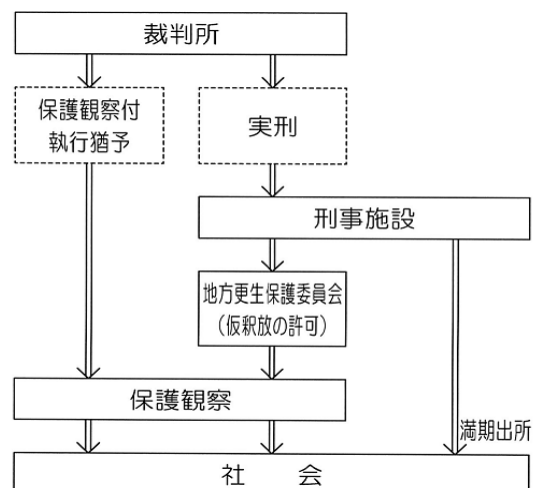
### 予習

#### そもそも「更生保護」って何？

更生保護とは、犯罪をした人に対して、社会内で適切な処遇を行うことにより再犯を防ぎ、その自立・改善更生を助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。

更生保護を担う国の機関として定められているのは、**地方更生保護委員会**（仮釈放を担当する）と**保護観察所**（保護観察を担当する）の2つです（右図参照）。このほか、保護司・更生保護施設などの民間ボランティアも関わっています。

「更生保護」という言葉は知っていても、具体的などのような組織が、どのような目的で、どのような活動をしているか、じっくり現場の人の声を聞く機会はなかなかありません。しかし、更生保護は様々な問題解決を考える際に非常に重要で、知る必要を強く感じた きりばたけ編集部 は、「更生保護」について、北海道地方更生保護委員会 事務局長 佐々木孝一さんに、お話をききに行きました！



## 更生保護について

北海道地方更生保護委員会

事務局長 佐々木孝一さんにききました！



### ● 仕事の内容 ●

🗣️ 具体的なお仕事を教えてください。

👤 地方更生保護委員会は、犯罪をした人の家族関係・釈放後の生計の見込み・被害者の意見などを調査し、仮釈放を許可するかどうか判断します。

保護観察所は、仮釈放や執行猶予などで保護観察中の人と面接し、その人の生活・行動を指導監督するほか、医療・家探し・就職の手助けなどもします。刑務所を出てから住む場所が無い人には、更生保護施設という一定期間生活できる場所も提供します。

### ● 保護観察について ●

🗣️ 保護観察所はずいぶん手厚い援助をしてくれるのですね。

👤 援助の一面もありますが、その反面、保護観察官や保護司との面会は義務でもあり、指導監督に従わないと、刑務所に戻される場合もあります。仮釈放の人の中には、保護観察が早く終わって欲しいと考える人もおり、権利を制限する制度なんですよ。

🗣️ 援助の一面もあるが、権利を制限する一面もある、ということですね。

👤 ええ。なので、刑期を終えて満期出所した人は、保護観察の対象となりません。本当は、より支援を必要としている人が多いのですが…

### ● 再犯の問題 ●

🗣️ 満期出所した人は、どうなるのですか？

👤 刑務所を出たら、自力で、社会に適応しなければなりません。それは大変です。なかには、住む場所もなく、仕事もなく、わずかな報奨金をすぐに使い果たしてしまい、生活に困って、出所後数日で、また窃盗などの罪で刑務所に戻ってきてしまう人もいます。

🗣️ 悪いことをしたいのではなく、刑務所に戻りたくなる…「再犯」には、社会の側が考えるべき問題もあるのですね。

👤 刑務所が安住の地となっている、つまり、社会の

側が、彼らを受け入れられる状態にない、ということです。出所した高齢者や障がい者にとって社会復帰は厳しい問題です。

🗣️ なにか、支援策はないのでしょうか。

👤 平成22年6月1日から、北海道地域生活定着支援センターが開設されました。保護観察所と協同しながら、出所した高齢者・障がい者に必要な福祉サービス等が受けられるよう支援を行うことで、再犯防止につなげ、地域の中で安心して暮らしていただけるように支援をします。（注：地方更生保護委員会が直接関わっているではありません。）

### ● 再犯防止のために必要なもの ●

🗣️ 佐々木さんは、再犯防止のために何が必要だとお考えですか？

👤 これは犯罪原因論になるので、ひとことでは言えません…。きりちゃんに質問ですが、人は、なぜ罪を犯すのでしょうか？

🗣️ う…難しいです。

👤 そうです。難しいのです。再犯防止のために必要なことは、いろいろあると思いますが、社会が彼らを受け入れ、住む場所があり、仕事があり、人とのつながりがあり、居場所がある。そのような「もう一度やりなおせる社会」であることが必要です。

また、更生保護に関わる者が、個々人の抱える様々な問題にきちんと対応して、必要な指導や支援を見さだめることです。一人ひとり事情が違っているので、それぞれに合った個別支援が必要です。そのためには人間理解がとても大事になってきます。

### ● 苦勞していること ●

🗣️ 現在ご苦勞されていることはなんですか？

👤 更生保護というのは、社会の中で立ち直りを支援するという「社会内処遇」なのですが、その社会が出所者にとって辛いものであれば、立ち直ることが難しくなります。

更生のためには、家族や周囲の協力が必要ですが、その協力が得られない人が多くなってきています。家族や地域に頼れない、いわゆる無縁社会の現状に、今の更生保護の制度がついて行けていない、という感じがあります。

また、更生保護を支えてくれている、保護司、民

間ボランティアのなり手が足りないことです。彼らの支えで更生保護は成り立っています。ぜひ、みなさんにご協力いただければと思います。



### ● 就労支援 ●

☺ 就労支援についてお聞きしたいのですが、このような不況下で、仕事はあるのでしょうか。

☹ 更生保護施設に入所した方については、施設の職員が頑張って仕事先を探しており、仕事をしたい人は、だいたい仕事に就けるようにはなっています。建築関係が多いですね。産業廃棄物処理の関係の方にも大変お世話になっています。いろいろな業種の方に彼らの立ち直りを支援してほしいので、協力して下さる事業所さんを募集しています。

### ● 人は変わるの？ ●

☺ 根本的な疑問なのですが、人は変われると思いますか？

☹ **くり返し服役した人でも、最後には立ち直った人がたくさんいます。どんな人でも変わるのです。更生とは、甦る（よみがえる）ことです。更「正」ではありません。「生きる」です。**

罪を犯した人全員が生まれつき悪人であったわけではなく、生まれつき能力が劣るわけでもありません。家庭環境やいろいろな問題から犯罪者になってしまった人がほとんどです。

罪を償った後は、社会で自立して生活できるように手助けするのが私たちの役割です。

☺ しかし、罪を憎んで人を憎まず、というのはとても難しく感じるのですが…

☹ 過去の一定時点での事実が消えないけれど、人は生きていくのです。罪を償ったのに、いつまでも過去にしばられていては、つらくて、人は良くなることができません。

☺ 佐々木さんは今まで「変わった（＝更生した）」人をたくさん見てきたんですね。

☹ 世の中にはいろんな人がおり、変わる人もいれば、変わらない人もいました。それが人間社会ではあたりまえのことじゃないかと思います。

### ● 読者の皆さんへ ●

☺ 最後に、きりばだけ通信の読者のみなさんに、メッセージをお願いします。

☹ きりばだけ通信をお読みの方は、人に関わる仕事をされている方が多いと思います。支援にあたって、本人について人間理解が欠かせないと思いますが、これは、とても難しいことです。

いろいろな人がかかわることで、その人の多面性が見えてきて、本人の正しい理解につながるのではないのでしょうか。

そのために連携が大事になるのだと思います。連携というのは、枠組みを作るのではなく、協力して、そのつながりの中で人間理解を深めていくということだと思います。

☺ 佐々木さん、今日は、本当にどうもありがとうございました。



☺ 「どんな人でも変わる」「人間理解が大事」というお言葉に、人間に対する信頼と更生保護への熱意を感じました。

佐々木さんお薦めの本

『見えない橋』 吉村昭著 文藝春秋

（30回以上服役した人の更生の物語で、実話がもとになっています。）

「被告人を懲役8年に処す」

鎮まり返る法廷に、裁判官の声が響いた。  
こうして彼は塀の中に旅立った。

彼とは数年前、依頼者のヤミ金整理案件で縁ができた。当時、ヤミ金を経営していた彼と電話交渉をしているうちに、私が「事務所に来て直接話さないか？」と言ったところ、意外にもやって来た。普通の若者だった。ヤミ金は儲かると思い、興味本位に始めたとのこと。「ヤミ金は違法で、借りたお金は返済する義務がない。」そう告げると、彼は、最初の貸付で、ある司法書士に關与されて大損したと、わが身の不運をなぜか嘆く。

私が、「こんなことは止めて、キッチンと貸金業登録をして法の範囲内で営業しなさいよ」と勧めると、あっさり承諾して、自力で申請し、登録した。

その後、彼から何度か相談を受けた。その度に仕事のことを聞いたが、ヤミ金はやっていないと言っていた。

ある日、彼の細君が事務所に来た。今朝、刑事が来

て彼を逮捕していったと言う。ビックリして容疑を尋ねたら「振込め詐欺」だった。彼の兄と悪い友人達が始め、後から加わったらしい。逮捕の直前、彼は仲間を止めようとしていたそうだが、彼も犯罪に關与していたことは事実だった。私は残念でならなかった。

拘置所から手紙が来た。

罪を償ったら事務所に行って謝りたい。見捨てないで欲しい、とあった。私は、出所した時の心構えを見てから考える、と書いて送った。

満期出所まであと4年。彼はどんな人になって現れるだろうか。正直、私は、彼との再会を楽しみにしている。

A君やB君を思うとき、彼らのそばには誰がいるの  
だろうかと考える。

人は強くもあり弱くもある。

支える人がいると道は開けることが多い。現代社会の事象は、孤独が原因や誘因であることが多いように思えてならない。

私たちは、人間として何ができるか、頭を垂れて沈黙考すべきときがきた。

### 話し合いで解決してみませんか？

#### 札幌司法書士会ADRセンター（法務省認証機関）

身の周りで起こる様々なトラブルの解決方法のひとつとして、裁判外紛争解決手続（ADR）があります。公正中立な第三者が間に入り、当事者の自主性を尊重しながら、話し合いによる柔軟な和解解決を図る手続です。当センターでは、民事に関する140万円以下の紛争についてのADRを扱っています。【札幌司法書士会ADRセンター事務局 電話011-272-0090】までお気軽にお問合せ下さい。

## お知らせ



### ● 炊き出し・法律相談会 を開催いたします。

平成23年8月27日（土）18:00より、札幌市民ホール 2階会議室（札幌市中央区北1条西1丁目）にて、おもにホームレス状態の方を対象とした、「炊き出し・法律相談会」を開催いたします。お困りの方がいらしたら、ぜひ、お知らせ下さい。

### ● 札幌司法書士会では司法書士会館内で月曜日～土曜日に無料の相談センターを開設しています。事前予約が必要ですので相談をご希望の方はお電話ください。

相談センター予約専用電話番号  
011-272-9035

### ● 札幌司法書士会では高校・専門学校・短大・大学を対象に無料の出張法律教室を行っています。ご希望の方は事務局（011-281-3505）までお問い合わせください。

### アパートの家賃「更新料」問題、最高裁判所判決出る！

アパートの賃貸借契約で、毎月の家賃の他に、当初の契約期間を終えてもそのまま更新する場合に「更新料」が発生する場合があります。

更新料を取るのには、消費者契約法に反して違法ではないか？と争っていた裁判の判断が平成23年7月最高裁判所でなされました。

結論はこれまでの習慣上からも更新料は消費者契約法違法とはいえない、すなわち更新料支払いの約束は、金額が高額であったり、しょっちゅう取られるような特別の事情がない限り、有効である、ということです。

この裁判の事案は更新料の額は賃料の2か月、更新期間は1年間であったようです。（個人的には毎年2か月分は高いとってしまいますが）願わくば、部屋を探している最初の段階、家賃を知ると同時に更新料がいくらかかるかすぐに分かるようになって欲しいですね。

### 編集後記

ある人の悩み事「結婚して15年。16歳の子供が不登校で毎日ゲーセンで遊びまくり。夫は忙しくて不在がち。女の影もチラホラみえる。夫は家にお金を少ししか入れないので自分がサラ金で不足分を足した。借りすぎて返済できずに督促に参っている。最近、幻覚が出てきて夜も眠れない。隣のおばさんが夜通し家の中を覗いている気がしてならない。」

この人は、どこに相談に行けばよいのだろうか。相談する人の事柄は毎日起る多種多様なものなのに、相談を受ける側のメニューは債務整理である。借金のことなら分かるが他は無理・・・相談に来る人は、何がどう関連しているのかが判断できないことが多い。

その人が本当に話したい一つの悩みを垣根なくゆっくり聞くことによって、たくさんの事柄がわかる。

そんな時、ネットワークがあれば、担当できる問題だけを解決するのではなく、その人そのものと向き合うことができるのに、と、思っているこのごろです。